第17回回答と要望 ②系統制約、⑤その他※ともに規制・制度(税制を除く)に関する要望に対する回答のみ

番号 分類 提案事項	上 安全 (公米机制が、) その他然ともに規制・制度 (杭制を除く) に 提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
				制度の現状	該当法令	対応の分類	対応の概要
1 ② 送配電系統状況の開示		・当社は、北海道エリアの22kVや33kVの系統に再エネ設備を接続している。 ・66kV以上の系統については、発電事業者からの求めに応じて一般送配電事業者より系統の潮流の予測値や実績値などの情報を提供する取組が行われているが、22kV・33kVの系統では、系統の潮流の予測値や実績値情報が提供されていない。潮流が一定値を超えた場合、発電所を停止する必要があるが、潮流の予測値や実績値が公開されていれば、潮流に合わせて発電出力を抑制することで、発電を完全に停止することを回避できる可能性がある。	経産省	・電圧階級の低い22kV・33kV等の系統については、基幹系統と比較して設備数が非常に多く、実統値の計測、計測情報の集約、公表等を行うためには、追加の投資が必要となり、大きな社会的な負担の発生が見込まれていることから、現時点においては情報公開を実施しておりません。	α L	その他	・電圧階級の低い22kV・33kV等の系統については、基幹系統と比較して設備数が非常に多く、実績値の計測、計測情報の集約、公表等を行うためには、追加の投資が必要となり、大きな社会的な負担の発生が見込まれていることから、現時点においては情報公開を実施しておりません。 ・ただし、今後2024年以降の導入を予定しているローカル系統(上位2電圧以外かつ配電系統として扱われない系統(22kV・33kV~154kV等))でのノンファーム型接続の出力制御方法としては、系統の容量に応じて発電所の発電出力を制御することにより、その容量の範囲内で継続して発電が可能となる運用を予定しております。本制度(ローカル系統でのノンファーム型接続)の導入後の情報公開の在り方については、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。 ・なお、現在の系統情報の公開の詳細については、「系統情報の公表の考え方」をご参照ください。
技術基準の適用	風力発電設備等の再エネ発電設備の新設時には、発電設備に加え、特別高圧ケーブルも布設する必要がある。その際に、電 ルの場合、道路管理者の指示に従い、トンネルを迂回させる必要があり、コストが大幅に上昇している。電気設備の技術基準	の解釈第120条(地中電線路の施設)の規定に基づき、道路に特別高圧ケーブルを埋設する場合、トンネルで	経産省	る定めですが、こちらはトンネル空間内に関する定めであり、トンネ	術基準の解釈	1	トンネル内の道路下に、電線路を施設する場合は、電技解釈第120条(地中電線路の施設)の規定に基づくことで、電圧35kV超過の特別高圧ケーブルの施設が可能です。
について	あっても、電技解釈第126条(トンネル内電線路の施設)が適用されず、したがって、電圧35kV超過の特別高圧ケーブルの布 【参考情報】 ・電技解釈第126条第1項第3号では、人が常時通行するトンネル内の電線路の使用電圧は、35kV以下と規定している。 ・電技解釈第126条第1項第3号では、JESC E2011を引用しているところ、JESC E2011の解説では、「人が常時通行するトンのが実態」であり、「トンネル内地中埋設ルートでは建設コストが高くなる」という欠点があったため、「人が常時通行する大技解釈第126条のいう"トンネル内"と"トンネル内地中埋設"とは、異なるものであり、"トンネル内地中埋設"には、電技解釈: ・安全レベルの観点からも、トンネル内の地中に埋設される場合は、トンネル内のトラフ内や壁面に施設される場合に比べ、	ネル内については、トンネル内地中埋設やトンネルを迂回して山間地ルートに特別高圧電線路を施設している らトンネル内への35kV以下の特別高圧電線路の施設を認める規格を制定した」とされており、JESC E2011や電 第126条は適用されないと考えられる。		ル内の道路下に埋設する電線路は適用対象外となります。	第120条、第 126条		
発電事業におけ る賃借権に係る		特別法もないことから、現状、屋根の賃借権について対抗要件を具備する方法がない。対抗要件を具備できないと、建物所有者が変わった場合に新所有者に賃借権を対抗することができない。また建物所有者が倒産した場合に破産管財人等により賃貸借を解除されるリスクがある(破産法第56条第1項、第53条第1項参		建物の一部である屋根について、当該屋根を目的とする賃貸借をすることは可能ですが、これを登記することはできません。また、登記の対象となる不動産は、土地又は建物をいうこととされており、屋根のみについて分割又は区分による登記をすることはできません。	条 不動産登記法	対応不可	御提案の内容については、建物の一部分に過ぎない屋根の賃債権に対抗力を認めると建物の円滑な取引に支障を生ずるおそれがあり、また、賃債権設定の登記を認めるためには、公示上の観点から、その権利の反ぶ範囲を登記上明確にする必要があるため、確定した範囲を示す図面が必要となりますが、建物の一部である屋根については、立体的かつ複雑な構造となっており、2次元の図面を用いてその範囲を図示するのは限界があること、既に建物に設定された抵当権等の権利との関係で問題が生ずることなどの公示上の問題があります。これらの理由から、屋根等の不動産の一部についての登記を認めることには、慎重な検討が必要であると考えます。

番号 4	分類	提案事項	提案理由	所管		5の検討結果	
4	\$	1 に他人の権利の目的たるもの」は工場財団」について、同法第13条第1項(※)により、「他人の権利の目的たるもの」は工場財団 に組み込むことができないとしている。また、いったん工場財団に組み込まれたあとも、原則として第三者のために権利を 認定することは許されておらず (同条第2項本文)、唯一の例外として、抵当権者の承諾を得た場合には賃貸することのみ認 がられている (同条第2項但書)。 化、及び工場財団組成物件の使 ※工場抵当法第13条第1項及び第2項 用貸借、その他 の権利設定の可 能化 位権対定の可 能化 位権対し 位権対し に対して、抵当権者の承諾を得た場合には賃貸することのみ認 のおいて、 のおいて、 のは、 のないて、 のは、 のないて、 の権利設定の可 に依者 に依者 に有し、 にの規定により、再エネの事業地の確保において、 課題が生じている。例えば、事業地内に第三者の電柱が立ってお り、その土地を貸している場合は、一度賃貸契約を解除し、「他人の権利の目的たるもの」でなくした上で工場財団に組み において、 には、 にないて、 には、 にないて、 には、 には、 には、 にないて、 には、 には、 には、 にないて、 には、 には、 にないて、 には、 にないて、 には、 にないて、 には、 にないて、 には、 にないて、 には、 にないて、 にはいて、 にはいていて、 にはいていていていているにはいて、 にはいていていていていていていていていていていていていていていていましていていていてい	再エネ案件のプロジェクト・ファイナンスにおいて、事業者は金融機関側から再エネ設備全体に担保権を 設定することを求められることが多く、その際に工場括当法に基づく工場財団を組成し、その上に工場財団 抵当権を設定することが広く行われている。しかしながら、左記のような工場抵当法の規定により、例えば 事業用地の中に第三者の電柱が立っており、賃貸をしている場合には、一度賃貸契約を解除した上で工場財団 団に組み込む等の手間とコストが生じている。 なお、事業用地が「他人の権利の目的」となる場合の例としては、上記のように第三者の電柱が立ってい る場合以外に、①事業用地内に囲まれるように第三者の袋地があって事業用地上にその第三者のための囲繞 地通行権が発生する場合、②事業用地上の一部に調や墓地など地域住民の信仰場所があり、地域との関係上 立ち退きを求めることが相当でなく事業運営上その必要もない場合、③広大土地で、事業に使わない部分を 土地所有者に引き続き使用させる場合、④近隣住民の便宜のために事業用地内に通行路を設ける場合等があ る。これらの場合に、たとえ抵当権者が同意していても、現状ではいったん権利を解除してもらって工場財団 に組み込んだあとで改めて賃料をもらって賃貸借することしか認められておらず、支障をきたしている。地域 と共生した適切な再エネ導入の観点からも、法改正もしくは通達の発出により使用貸借、その他の権利設定	<mark>省庁</mark> 法務省	他人の権利の目的であるものは、工場財団に属させることができません。工場財団に属するものは、抵当権者の同意を得て賃貸する場合を除き、所有権以外の権利等の目的とすることはできません。	13条第 1 項、 第 2 項	工場抵当法第13条第1項は、法律関係が複雑となることを防止し、第三者の権利に不利益を及ぼさせないようにするため、他人の権利の目的であるもの等を工場財団の組成物件となるべきものから除外しています。賃借権等、他人の権利の目的であるものを工場財団の組成物件とすることを認める例外規定を設けるとすると、当該賃借権等と抵当権の優劣関係や、抵当権者の同意の要否及び効果等が問題となり、同項の趣旨から慎重な検討が必要と考えています。また、同条第2項は、工場財団の単一体としての価値を維持し、抵当権者を保護するため、工場財団に属するものを譲渡し又は所有権以外の権利等の目的とすることを禁止しています。この趣旨から、同項の例外の範囲を法律上拡大することについては、適切な範囲への拡大が可能であるかなどについて、慎重な検討が必要と考えています。
5		を登記すること の可能化 		法務省	<i>k</i> ₀	第 2 5 条第 1 3 号 不動産登記令 第 2 0 条第 4 号	登記がされた地上権や賃借権は第三者に対抗することができますが、このような対抗力を与えるためには、その権利の及ぶ範囲を登記簿上明確にして第三者にも確認することができるようにする必要があります(公示の原則)。 不動産登記は一筆ごとに編成されているところ、一筆の土地の一部に地上権や賃借権を設定することが認められるとしても、その一部を登記上明確にすることは困難ですし、その後に当該土地の一部が分筆又は合筆がされると、地上権や賃借権の及ぶ範囲が更に不明確となりかねず、当該土地に係る権利関係が混乱するおそれがあります。 以上の理由から、一筆の土地の一部につき地上権及び賃借権を登記することができるよう不動産登記法を見直すことは困難であると考えます。 なお、地役権は、一定の目的の範囲内で、他人の土地(承役地)を自分の土地(要役地)のために利用する用益物権であり、地上権や賃借権と異なって、承役地を排他的に支配する権利ではありません。そのため、性質上、相容れない地役権である場合を除き、権利が重複することとなっても特段の問題はないことから、一筆の土地の一部を目的とする地役権については地役権図面を提供することによって、登記をすることが認められているものです。
6		縁分筆に係る選用の改善また、不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項(※)に定めるいわゆる「広大地扱い」についても適用場面を広げるなど、柔軟な運用をお願いしたい。 ※不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項 「分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別の事情があるときに限り、分筆後の土地のうち1筆の土地について規則第77条第1項第5号から第8号までに掲げる事項(同項第5号の地積を除く。)を記録することを便宜省略して差し支えない、」	る。しかも、相当の手間とコストをかけても、隣接地の所有者が不明である場合や数百名規模の所有者がお り相続人の探索が事実上不可能である場合、また公図混乱地域である場合など、境界確定が事実上不可能な 場合もある。日の丸分筆・額縁分筆が認められないと、再エネ事業者は、その権利を登記するために事業に 必要のない部分を含めて一筆の土地全体を借りることを余儀なくされ、無駄な賃料が発生するばかりか、実		く接しないように、くり抜く形状に分筆する「日の丸分筆」又は「額線分筆」と呼ばれる分筆の登記は、全く認められていないものではなり、隣地所有者等との筆界の確認や測量を適切に行うことができれば、申請することは可能です。この点は、通常の分筆登記も同様であり、何ら変わるものではありません。 もっとも、隣地所有者との筆界確認を意図的に避ける目的で行う	務取扱手続準 則(平成17 年2月25日 付け法務省民 二第456号 法務省民事局 長通連)第7 2条第2項	制度の現状に記載のとおり、隣地所有者との筆界の確認や測量を適切に行うことで、日の丸分筆を申請することは可能です。また、隣地所有者から筆界確認情報を得ることが困難なケースが増加しているとの指摘を踏まえ、筆界確認情報の取扱いについても、申請人の負担が軽減されるよう、制度の見直しを行い、令和4年10月3日から全国全ての法務局でその運用を開始しました。この見直しによって、従来は、対応困難であった事業についても登記申請が可能となっています。なお、不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達)第72条第2項にあるいわゆる「広大地扱い」の適用場面を広げることについては、土地の地積・形状等の物理的状況を正しく公示することが、表示登記の目的であるところ、当該取扱いが常態化することで、地積が正確に公示されず、後々の紛争にも繋がることが懸念されるため、対応することは困難です。

				所管	所管省庁の検討結果		
	取引法上の許	として整理し、商品先物取引法上の許可や届出の対象から除外いただきたい。なお、除外の範囲を画するため必要があれば、バーチャルPPAの取引形態を踏まえ、①当事者を明示的に法人に限定する、②受け渡される再工を延書に表章される電力量の範囲に限定して行われるものに明示的に限る、③(たとえスボット市場価格に将来的にネガティブ・プライスが導入されたとしても)参照される市場価格について0円をフロアとする、④再エネ発電事業者に一定の説明義務を課す、といった除外のための要件を設けることが考えられる。	定の発電所に由来する非FIT非化石証書(再エネ指定あり)(以下単に「再エネ証書」という。)を需要家に 販売する「パーチャルPPA」に旺盛な関心が寄せられている。パーチャルPPAでは、電気(電力量)自体の受 渡しはせず、需要家は第三者である小売電気事業者から独自に電力供給を受けることが前提とされ、受渡し	省庁 ^{経産省}	商品市場、外国商品市場及び取引所金融商品市場によらないで行われ、商品先物取引法上の電力の現物を取引しないで電力の価格をペースとする差金決済を行うことは、商品先物取引法上、「店頭商品デリバティブ取引」に該当します。	法2条14項、同で	行制度下 ご指摘のパーチャルPPAが店頭商品デリバティブ取引に該当するかの判断については、個別の契約毎にその内容を確認する必要がありますが、一般論として、差金決済について、当該契約上、少なくとも以下の項目が確認でき、全体として再エネ証書等の売買と判断することが可能であれば、商品先物取引法の適用はないと考えております。 ・取引の対象となる環境価値が実態のあるものである(自称エコポイント等ではない)・発電事業者から需要家への環境価値の権利移転が確認できる
8 (あ カボタージュ規制の特許等	○海底地盤調査や、建設、維持管理時の大型部材交換等では、大型の船舶が必要となるが、現状国内の大型船舶数は限られ、このため、運開遅れ、補修遅れによる利用率低下等を回避するためには、現時点では海外船に頼らざるを得ない面もある。①船籍を変えずに海外船を使用するためには、国土交通大臣の特許取得が必要だが、判断基準が不明瞭。②船籍を変えるにあたっては、その後別の国で使用する際に再度船籍を変更する必要があり、また環境対策/保安/消火設備、③海外船を日本籍に変更して使用する場合であって、外国人船員が混乗する場合、国内航行は60日以内に限定され、それ以、○しかしながら、安全保障や安定輸送等の観点から、カボタージュ規制の重要性も理解しており、支障のない範囲で規制緩和しており、安全保障や安定輸送等の観点から、カボタージュ規制の重要性も理解しており、支障のない範囲で規制緩和	ものの、海外船を使用するためには、以下のとおりカボタージュ規制に基づく課題がある。 に関 して日本の舶用品検定協会の認定品(HK認定品)の使用が求め られる点もハードルが高い。 上の期間の国内航行が必要な場合には、一度、海外の港に寄港する必要があるため非効率。	国交省	①我が国を含め世界の多くの国において、国家主権・安全保障の観点から、国内における物資や人員の輸送を自国籍船に限定する規制が実施されています。我が国においても、船舶法により規制していますが、利用可能な日本籍船による輸送サービスが存在しない場合などには、審査基準に従って慎重に判断した結果、事例ごとに外国籍船の国内輸送に対して特許をしております。 ②日本に船籍を変える際に、既に搭載されている設備をHK認定品に取り替えるように指示することはなく、事実誤認です。事実、過去、SEP船が日本籍に転籍した実績がありますが、搭載されていた設備等はほぼすべて、そのまま継続して搭載されております。 転籍に際して追加や交換をお願いした設備等もわずかに存在しますが、国際条約で義務づけられているのに搭載されていなかったものや、条約の要件に適合することが確認できなかったもののみであり、その数は10に満たない程度で、かつ、遭難時の教念医療具などの簡単に入手できるものばかりです。 ③政府における外国、労働者の受け入れに関する方針などを踏まえ、我が国の内航船には外国人船員を受け入れて関する方針などを踏まえ、我が国の内航船には外国人船員を受け入れては渡渡、当該外国法人が所有する外航船(日本籍)を外国法人に貸渡し、当該外国法人でから、港に着航している場合があります(マルシップ方式)。この場合、港に着航している場合があります(マルシップ方式)。この場合、港に着航しています。乗員上陸許可の期間は「15日を超えない範囲内」とされており、その乗員上陸許可の期間は「15日を超えない範囲内」とされています。乗員上陸許可の対象となる船舶は国際運航中の外航船であるところ、外国の港から本邦の港に入港した日本籍船舶で、直入港後30日以内面前を行った後に本邦外の地域に赴く予定であるものに乗り組んでいる外国人乗員については、乗員上陸許可の対象としている場合があります。)。	条 ②船舶安全法 第6条の5 ③出入国管理 及び難民認定 法第16条	現行制度 ①昨年9月の再エネタスクフォースでのご指摘を踏まえ、昨年11月には海事局に相談窓口を設けさせていただいたところですので、なるべく早い時期にご相談いただければと思います。 ②制度の現状欄に記載のとおりです。 事実誤認 ③マルシップ方式の外航船の実運航にあたって外国人船員の配乗員数等を含む具体的配乗要件については、労使協議の結果などを踏まえて対応してきたところです。他方、国際運航に該当しない運航形態(内航)の船舶には外国人船員は受け入れていませんが、仮に、今後受け入れる場合は、活動内容に適した在留資格が必要です。個別の案件については国交省、入管庁にご相談ください。